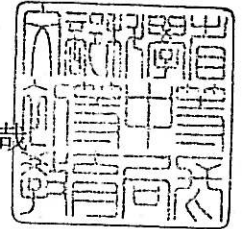


平成 21 年 4 月 1 日
21 文科初第 6216 号
社援発第 0401035 号

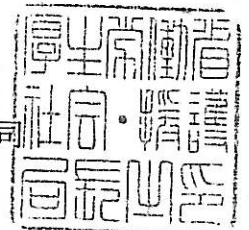
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 中 核 市 市 長 長
各 関 係 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局長
金森越 哉



(印影印刷)

厚生労働省社会・援護局長
阿曾沼 慎 司



(印影印刷)

福祉系高等学校等における介護福祉士養成に係る教員介護実習
の受入れに関する御協力のお願について (依頼)

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号の規定に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学・厚生労働省令第 2 号。以下「学校指定規則」という。）に定められているところです。

この学校指定規則第 8 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準については、別添 2 のとおり、平成 21 年 4 月 1 日より適用され、福祉系高等学校等においては、必要に応じ、この基準を満たすため、平成 21 年度から、3 年～5 年（1 年につき 5 日以上）、介護施設に所属の教員を派遣し、学校指定規則第 5 条第 14 号ロに掲げる要件を満たす実習（以下「教員介護実習」という。）を受講させ、修了の認定を受けることとなりました。（別添 1 参照）

各位におかれては、こうした趣旨を御理解の上、福祉系高等学校等における介護福祉士養成教育の質の向上が図られるよう、福祉系高等学校等の教員介護実習の受入れについて、その管内や貴団体所属の各施設・事業所等への御周知も含め、特段の御支援・御配慮を賜りますよう、御協力をお願いいたします。

(添付資料)

別添1 教員介護実習の概要

別添2 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第4号及び第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（平成21年4月1日文部科学・厚生労働省告示第2号）

参考 介護福祉士制度の改正に伴う福祉系高校の改正の概要

[本件担当]

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室助成係

電話：03-5253-4111（内線 2380、2383）

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室資格試験係

電話：03-5253-1111（内線 2845、2849）

教員介護実習の概要

1. 目的：福祉系高等学校等の教員は、介護福祉士等の有資格者として、①5年以上の実務経験を有する者又は②文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了した者でなければならないこととされているが、本実習は②の研修として行うものであり、教員が介護福祉の現場において必要とされる最新の知識・技術を学ぶことを目的とする。

2. 実習期間：3年～5年（1年につき5日以上、1日につき6時間以上）継続的に実施

3. 実習場所：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の介護施設

4. 実習の流れ

①介護施設に対し、福祉系高等学校等から教員介護実習の受入れ依頼



②介護施設から受入れの承諾



③教員介護実習を行う教員から介護施設に対して課題レポートを提出（別紙1参照）



④教員介護実習開始（課題達成のための指導・助言を受けながら教員介護実習を行う。）



⑤教員介護実習を行う教員から介護施設に対して成果レポートを提出（別紙2参照）



⑥介護施設は、課題レポート・教員介護実習における取組状況・成果レポートに基づき評価を行い、一定レベルに達していると判断した場合に修了証書（別紙3参照）を交付。なお、課題レポート及び成果レポートは、修了証書とともに、教員介護実習を行った教員へ返却。

5. 評価の観点

①課題レポート：教員介護実習における課題が明確に記述されているか。課題解決のためどのように取組もうとしているのかが具体的に記述されているか。分量が規定（40字×40行）の9割以上か。

②教員介護実習における取組状況：要介護者の尊厳を守り、自立するための支援を行うことができたか。介護従事者に求められる状況判断能力（情報収集・アセスメント・計画などの思考プロセス）を、実際の介護を通して身に付けることができたか。また、1年につき5日以上、1日につき6時間以上行われたか。

③成果レポート：教員介護実習を振り返り、課題解決のための取組が具体的にまとめられているか。また、教員介護実習で学んだことが記述されているか。分量が規定（40字×40行）の9割以上か。

修了認定に当たっては、課題レポート・教員介護実習における取組状況・成果レポートを総合的に評価し、おおむね満足できるものと判断した場合に修了証書を交付すること。

6. 留意事項

- (1) 教員介護実習を行う際には、指導担当、評価担当を明確にするなど体制を整えていただきたいこと。
- (2) 修了証書の用紙、レポート用紙は、教員介護実習を行う教員が用意するため、介護施設で用意する必要はないこと。
- (3) 教員介護実習において、受入れに係る経費の負担を要する場合は、事前に福祉系高等学校等へ伝えること。

(課題レポート様式例)

課題レポート (平成〇〇年度)

学校名	〇〇〇〇高等学校
氏名	〇〇 〇〇

1. 実施に当たったの課題

「
」
(課題例: 「介護過程の実際について」、「多職種連携について」、「利用者理解について」、「介護技術の実際について」など)

2. 課題解決のための取組 (仮説も含む)

※1 分量は、実施に当たったの課題、課題解決のための取組で、40字×40行(1,600字)程度とすること。

※2 A4用紙で提出すること。

(成果レポート様式例)

成果レポート（平成〇〇年度）

学校名	〇〇〇〇高等学校
氏名	〇〇 〇〇

1. 実施に当たったの課題

（課題例：「介護過程の実際について」、「多職種連携について」、「利用者理解について」、「介護技術の実際について」など）

2. 課題解決への取組のまとめ（検証）及び今後の課題

※1 分量は、実施に当たったの課題、課題解決への取組のまとめ（検証）及び今後の課題で、40字×40行（1,600字）程度とすること。

※2 A4用紙で提出すること。

修了証書

学校名
氏名

年 月 日生

上記の者は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第4号及び第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準第1項第2号イに掲げる実習を修了したことを証する

介護施設名

実習期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)

平成 年 月 日

所在地
施設長

印

○文部科学省
厚生労働省 告示第二号

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年 文部科学省
厚生労働省 令第二号）第八条第四号及び第五号の
規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣
及び厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定める。

平成二十一年四月一日

文部科学大臣 塩谷 立

厚生労働大臣 舛添 要一

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生
労働大臣が別に定める基準

1 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「規則」という。）第八条第四号及び第五号に規定す
る文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の規定により授与された福祉の教科につい
ての高等学校の教員の免許状を有する者であつて、現に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十
二年法律第三十号）第四十条第二項第一号の指定を受けた高等学校又は中等教育学校の教員（校
長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。附則第二項において同
じ。）であるものを対象として行われるものであること。

二 次に掲げる内容を合わせて五年間行うものであること。ただし、ロに掲げる内容は、当該五年間のうち二年以内に限るものとする。

イ 規則第五条第十四号ロに掲げる要件を満たす実習（同号ロに定める者を実習指導者とするものに限る。）であつて、一年につき五日以上行われるもの（一日につき六時間以上行われるものに限る。）

ロ 介護福祉に係る最新の知識及び技能の修得に資する講習（次項において「講習」という。）であつて、一年につき九時間以上行われるもの

2 講習を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出し、その認定を受けるものとする。

一 講習名

二 会場

三 期間

四 講習の詳細な内容及び時間

五 講師の氏名、主要職歴及び教育内容

六 修了の認定の方法

附 則

1 この告示は、公布の日から適用する。

2 平成二十一年四月一日において、教育職員免許法の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者であつて、現に社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号の指定を受けた高等学校又は中等教育学校の教員であるものは、平成二十六年三月三十一日までの間、第一項第二号に掲げる基準を満たす研修を修了したものとみなす。

(参考)

介護福祉士制度の改正に伴う福祉系高校の改正の概要

※「社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令等の関係政令及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令の制定について(平成20年3月28日社援発第0328078号)」より抜粋

3. 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の制定(平成21年4月1日施行)

(2) 福祉系高校の指定の基準の制定(第8条、別表第5・第6)

福祉系高校の養成課程について、介護福祉士の養成施設等と同様、介護福祉士に求められる役割等を踏まえ、教育の質の確保及び向上を図るため、以下の内容の基準を制定するものである。

① 教育の内容の見直し

福祉系高校における教育の内容について、養成施設と同等となるよう、科目及び時間数を拡充する。

② 教員要件の見直し

□ 介護福祉基礎等の科目の教員

介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習又は介護実習を教授する教員のうち1人は、①介護福祉士の資格を有する者であって資格の取得後5年以上の実務経験を有する者、又は、②介護福祉士の資格を有する者であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了したもその他これらに準ずるものとして文部科学大臣が別に定める者を置くこととする。

(経過措置)

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める間、介護福祉士の資格を有する者とみなす。

- ① 学校指定規則の施行(平成21年4月1日)の際現に教育職員免許法の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者又は同法に規定する福祉の教科についての高等学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者(以下「免許状所持者等」という。) 平成23年3月

31日までの間

- ② 免許状所持者等であって平成23年3月31日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会(③において「講習会」という。)の課程を修了したもの 当分の間
- ③ 学校指定規則の施行の際現に大学に在学し、又は施行の日から平成22年3月31日までの間に大学に入学し、教育職員免許法に規定する福祉の教科について高等学校教諭の普通免許状の所要資格を得た者(以下「免許状資格者」という。)であって、平成26年3月31日までの間に講習会の課程を修了したものの 当分の間

ハ ころとからだの理解の科目の教員

ころとからだの理解を教授する教員のうち1人は、①医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者であって資格の取得後5年以上の実務経験を有する者、又は、②これらの資格を有する者であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修を修了したものその他これらに準ずるものとして文部科学大臣が別に定める者を置くこととする。

(経過措置)

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。

- ① 免許状所持者等 平成23年3月31日までの間
- ② 免許状所持者等であって平成23年3月31日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会(③において「講習会」という。)の課程を修了したもの 当分の間
- ③ 免許状資格者であって平成26年3月31日までの間に講習会の課程を修了したものの 当分の間

注) 下線部分が今回の告示(別添2)で定めた部分。